

就職支援金・採用協力金支給規程

第1条 目的

この規程は、社会福祉法人秋葉会（以下、「当法人」という。）の職員確保を充実させるため、就職支援金、採用協力金の支給について定めるものである。

第2条 定義

就職支援金とは、当法人の職員募集に直接応じて当法人の施設・事業所に就職し、業務に支障なく精勤している場合に支給する賞与のことで、詳細はこの規程に定める。

採用協力金とは、就職支援金の対象者が当法人の施設・事業所の職員の紹介による採用だった場合に、紹介した職員に支給する賞与のことで、詳細はこの規程に定める。

第3条 就職支援金支給対象者

就職支援金対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人ホームページの職員募集により応募し採用された者
- (2) ハローワークからの紹介により採用された者
- (3) 上記募集職種の中で、法人職員の紹介により採用された者
- (4) その他、上記に準ずると認められた者

※紹介業者や派遣業者及び紹介料が発生するポータルサイト経由での採用者を除く

第4条 支給基準および支給方法

就職支援金支給対象者となる職員が、業務に支障なく勤務している場合、本採用日（試用期間終了後の91日目）に1回限り、賞与にて支給する。なお、遅刻・早退・欠勤、就業規則違反等支給日までの勤務評価に問題がある場合、または、支給日までに出勤予定日数の75%に出勤日数が満たない場合は支給しない。

第5条 就職支援金の支給金額

- (1) 正職員 150,000円

※遠方（概ね50km超）からの採用者には50,000円加算

- (2) 準職員 50,000円（80時間以上を原則とし、80時間未満の場合は按分）

第6条 採用協力金支給対象者

本規程により就職支援金を支給された者が本規程第3条（3）の者である場合に、紹介した当法人の職員に採用協力金を支給する。

第7条 採用協力金の支給金額

採用協力金の支給金額は、支給事由1件につき正職員を紹介した場合50,000円、準職員を紹介した場合20,000円とし、1年度中5件を上限とする。尚、新規事業等の一時的に多数採用が必要な場合等、理事長が定めた期間内において、上記の2倍を超えない範囲内で増額することができるものとする。

第8条 採用協力金の支給方法

採用協力金は、紹介により採用された者が就職支援金を支給された同日に支給する。

この規程は、令和2年12月1日より施行する。

〃 令和3年7月1日に一部改正する。